

第 1 回 櫛田川流域委員会発足会資料

～ 櫛田川流域委員会発足会の公開方針（案）～

平成 14 年 10 月 25 日

国土交通省三重工事事務所

発足会の公開について（案）

- 1．会議は原則として公開とする。ただし、公募委員選定に関する議事については、個人のプライバシーに関わる部分があるため、非公開とする。
- 2．審議の円滑な進行のため、カメラ、ビデオの撮影は、冒頭の議長の挨拶までとする。
- 3．会議における配付資料及び議事要旨は、原則として事務局より公表し、閲覧できるようにする。ただし、個人のプライバシーに関する資料については、非公開とする。
- 4．会議には傍聴席を設け、一般の傍聴は自由とする。ただし、一般傍聴者の審議中の発言は認めないものとする。
- 5．会議の開催案内は、事務所ホームページ、記者クラブへの情報提供等により行う。
- 6．記者会見は、会議を公開とすることから、原則として行わないものとする。

傍聴規定について（案）

1. 会議を傍聴しようとする者は、会議場に入室する前に受付において「一般傍聴者受付簿」に氏名、住所を記載するものとします。
2. 傍聴者数についてはできるだけ確保するものとしますが、会議場の都合により満席となった場合は入室をお断りすることがあります。
3. 傍聴者は、会議場内において次の事項を遵守してください。
 - 会議における発言、可否の表明、拍手などをしないこと。
 - 私語、談論などをしないこと。
 - プラカード、はちまき、腕章の類などをしないこと。
 - 許可なくカメラやビデオの撮影、録音などをしないこと。
 - 携帯電話などを使用しないこと。
 - 前号に掲げるもののほか、会場の秩序を乱したり議事の妨害となるような行為を行わないこと。
4. 議長は、傍聴者が前号に掲げる事項を遵守しない時は、傍聴者を退室させることがあります。
5. 会議の非公開の決議があった時又は議長が退出を指示した時は、速やかに退出してください。
6. 以上のほか、傍聴者は事務局職員の指示に従ってください。